

**沖縄市 GIGA スクール情報機器整備事業  
公募型プロポーザル 実施要領**

**令和 2 年 11 月**

**沖縄市教育委員会 市立教育研究所**

# もくじ

<b>1. 趣旨</b>	1
<b>2. 事業目的</b>	1
<b>3. 事業概要</b>	1
(1) 事業名	1
(2) 事務局	1
(3) 業務内容	1
(4) 提案上限額	1
<b>4. 応募要件等</b>	2
(1) 応募者の構成等	2
(2) 参加資格	2
<b>5. スケジュール</b>	3
<b>6. 手続き等</b>	3
<b>7. 提出書類</b>	3
(1) 実施要領等に対する質問書	4
(2) 応募手続き関係書類（1次審査）	4
(3) 企画提案関係書類（1次審査・2次審査）	4
<b>8. 留意事項</b>	4
<b>9. 優先交渉権者の選定方法</b>	4
(1) 1次審査（書類審査）	5
(2) 2次審査（企画提案書及びプレゼンテーション審査）	5
(3) プレゼンテーション	5
(3) 追加提案	5
<b>10. 審査評価基準等</b>	5
(1) 採点方法	5
(2) 失格事項	6
(3) 優先交渉権者選定結果通知・公表	6
<b>11. 契約手続</b>	6

## 1. 趣旨

この要領は、「沖縄市 GIGA スクール情報機器整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業への参加を希望する民間事業者（以下、「応募者」という。）を対象に、公募型プロポーザル方式（以下、プロポーザルという。）により、本事業に関する企画提案を広く募集し、最も適切な民間事業者（以下、「事業者」という）を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 事業目的

国が進める「GIGA スクール構想」を実現するために、児童生徒 1 人 1 台用の端末の整備を行う。本事業により、教育における ICT の効果的な活用と、多様な子どもたちへの公正で個別最適化された学びや創造性を育むことができる教育環境の実現を図ることを目的とする。

## 3. 事業概要

事業の概要を以下に示す。

### (1) 事業名

沖縄市 GIGA スクール情報機器整備事業

### (2) 事務局

部署名：沖縄市教育委員会 指導部 市立教育研究所（以下、「教育研究所」という。）

住 所：沖縄市高原 5-2-8

電 話：098-989-6566

M a i l : kkyoik@city.okinawa.lg.jp

### (3) 業務内容

- ①履 行 場 所 沖縄市立小中学校（24 校）、沖縄市立教育研究所
- ②業 務 期 間 契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）  
※履行期限については、必要に応じて協議のうえ決定する
- ③業 務 概 要 本事業は、以下の業務から成り立つ。
  - ア. Chromeo OS 端末の整備に関すること
  - イ. 端末等に係る各種設定に関すること

詳細については、「沖縄市 GIGA スクール情報機器整備事業 仕様書」のとおりとする。

### (4) 提案上限額

本事業に係る事業費の提案上限額は以下のとおりとする。なお、企画提案にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額で提案すること。

**【提案上限額】 735,299,200 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）**

※提案上限額には、本事業提案における機器搬入や設置・設定等の作業に係る費用、現地調査や調整等の業務に付随する経費等を全て含むこととする。

※提案上限額は契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

※企画提案時の見積は、プロポーザルの審査に用いるためのものであり、提案された金額を基本とし、優先交渉権者と詳細な業務内容及び契約条件等について協議し、合意に至った後、仮契約を締結する。

## 4. 応募要件等

プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

### (1) 応募者の構成等

- ① 応募者は単独企業または共同事業体（コンソーシアム）のどちらでもよいものとする。
- ② 共同事業体の構成員（以下、「構成員」という。）数は3を上限とし、本事業の実施に関して各構成員が適切な役割を担うこととする。  
(例) 構成員数が2の場合：代表企業(構成員1)、構成員2  
      構成員数が3の場合：代表企業(構成員1)、構成員2、構成員3
- ③ 応募者の代表企業は、単独企業または共同事業体を問わず、令和1・2年度沖縄市物品購入等競争入札参加資格登録名簿（OA機器）において、「市内業者」(\*1)または「準市内業者」(\*2)として登録されているものとする。  
(\*1) 市内に本社を有する  
(\*2) 市内に支店、支社、営業所等を有する
- ④ 応募者が共同事業体の場合、代表企業以外の構成員は沖縄県内に本社を有するものとする。
- ⑤ 応募者は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者と事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

### (2) 参加資格

- ① 応募者において、「Google 認定教育者資格レベル1」以上を有する資格者が業務に従事可能であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 破産法に基づき破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥ 契約締結までの間に、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 5. スケジュール

プロポーザルに関する日程を以下に示す。ただし、日程については概ねの目安とし、諸事情により変更になる場合があることに注意すること。

表1：プロポーザルスケジュール

項目		期日・期間	備考・様式等
事前手続き	公募・実施要領等の公表	11月19日	教育研究所ホームページ
	実施要領等への質問受付期限	11月19日から11月26日	様式第1号、様式第2号
	実施要領等への質問に対する回答期間	11月19日から11月30日	教育研究所ホームページ
応募手続き	参加表明書等受付期限	11月19日から12月3日	様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号
	参加資格審査期間	11月19日から12月4日	
	参加資格審査決定通知	11月19日から12月8日	
企画提案・審査手続き	企画提案書等受付期限	12月4日から12月16日	様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、
	書類審査(1次審査)	12月4日から12月17日	
	1次審査通過通知	12月14日から12月21日	
	企画提案書プレゼンテーション審査(2次審査) 優先交渉権者の選定	12月23日(予定) 12月24日(予備日)	
	審査結果通知及び優先交渉権者決定・公表	12月24日(予定) 12月25日(予備日)	教育研究所ホームページ
契約手続き	仮契約の締結	審査後速やかに	
	本契約の締結	議会による議決後	

## 6. 手続き等

プロポーザルに応募するにあたり、以下の事項に留意し、各手続きを行うこと。

- ①すべての提出書類は、スケジュールに基づき、平日の午前9時から午後5時までの間に事務局へ持参、または期限内に郵送すること。
- ②本プロポーザルに関する質問は、参加表明及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。
- ③補足情報や質問等に対する回答は、教育研究所ホームページにて公表する。
- ④決定通知は、応募者(共同事業体の場合は構成員の代表企業)に対して通知する。
- ⑤申込や質疑等を行わない場合は、書類の提出は不要とする。

## 7. 提出書類

プロポーザルに応募するにあたり、本事業の趣旨及び目的を理解した上で、以下の書類を提出すること。また、必要に応じて付随する資料についても提出すること。

**(1)実施要領等に対する質問書 1部**

- ①実施要領質問書（様式第1号）
- ②仕様書質問書（様式第2号）

**(2)応募手続き関係書類（1次審査） 各1部**

- ①参加表明書（様式第3号）
- ②委任状（様式第4号）
- ③参加資格確認申請書兼誓約書（様式5号）
- ④応募者の構成表（様式6号）
- ⑤実施体制報告書（様式7号）
- ⑥業務を行う者の配置予定調書（有資格者）（様式8号）
- ⑦業務履行実績調書（パソコン(40台以上)またはサーバ機器の納入）（様式9号）

**(3)企画提案関係書類（1次審査・2次審査） 各10部**

- ①企画提案書届（様式第10号）
- ②提案価格見積書（様式第11号）
- ③機器調達仕様証明書（様式第12号）
- ④機器性能保証確認書（様式第13号）

## 8. 留意事項

企画提案書等の提出にあたり、以下の点に留意すること。

- (1) 本事業において利用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書類の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 応募者は、1つの企画提案しか行うことができない。
- (4) 各種書類の提出後は、変更、差し替え、再提出は一切認めない。
- (5) 企画提案書の様式は自由とする。

ただし、原則 A4 縦長、両面横書きとし、各ページに通し番号を付すること。

別途、図面等がある場合は必要に応じて A3 用紙を A4 サイズに折りたたむこと。

使用する文字の大きさは、10.5 ポイント以上とすること。

- (6) 企画提案事項を正確に評価できるよう、審査基準の各項目順に編集すること。
- (7) 企画提案書は、1部ごとファイルに閉じ、企画提案項目ごとにインデックスを付けること。  
ファイルの表紙及び背表紙に、「沖縄市 GIGA スクール情報機器整備事業 企画提案書」及び「応募者名」を記載すること。
- (8) 提出された企画提案書等は返却しない。  
契約に至らなかった企画提案については、事業者選定の説明以外の目的には使用しない。
- (9) 市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。
- (10) 提出された書類は、応募者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

## 9. 優先交渉権者の選定方法

本事業における優先交渉権者の選定にあたり、「沖縄市 GIGA スクール情報機器整備事業公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、応募者より提出された企画提案書等をもとに 1次審査及び 2次審査を行い、それぞれの審査の評価点を合計し、評価点の合計が一番高い者を優先交渉権者とする。なお、審査は非公開とする。

### (1) 1次審査（書類審査）

提出された参加表明書等をもとに、事務局にて実績及び実施体制といった本事業の遂行能力等を審査する。

※参加資格を持つ応募者が3者以上となった場合は、1次審査結果を踏まえ、2次審査に参加する者を評価値の高い上位3者程度に限定する。

### (2) 2次審査（企画提案書及びプレゼンテーション審査）

提出された企画提案書等をもとに、選定委員会にて企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価する。

各委員における評価点の合計を平均した点数を評価点とする。

### (3) プレゼンテーション

審査におけるプレゼンテーションの進行については以下のとおりとし、当日のプレゼンテーションに必要な機材等(\*3)は応募者にて持参すること。

(\*3)スクリーン及びプロジェクタは教育研究所にて用意する。

パソコンやコネクタ等は応募者で準備すること。

また、提案内容の評価が正確に行えるよう、事前に提出した企画提案書をもとに、審査基準の項目順にプレゼンテーションを行うこと。

**【発表順番】 企画提案書の提出順とする**

**【持ち時間】 1提案あたり30分（準備5分、プレゼン20分、質疑5分）**

※質疑等により多少の変動はあり得る

### (4) 追加提案

今回の端末調達に併せて、本市に有益な提案があれば、提案上限額の範囲内において企画提案を行うこと。

ただし、当初無償であっても、その後、有償となるものは年度ごとのランニングコストも含めた提案を行うこと。

【例】①授業支援ツールや低学年等を想定したログインの簡素化に関すること

（パスワード以外(QRコードなど)によるログインなど)

②端末等の整備や保守に関すること

（保守内容の拡充、バッテリーの交換サービス、予備機の追加など）

③教員への機器活用に係る支援に関すること

（授業での活用方法についての実務に即した研修など）

など

## 10. 審査評価基準等

応募者より提出された企画提案書等をもとに、1次審査及び2次審査を実施する。審査にあたっては、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、次の方法により行う。

### (1) 採点方法

本業務の履行に最も適した事業者を公正に決定するため、表2及び表3の審査基準詳細並びに表4の審査項目採点基準に基づき採点を行う。

採点において、端数が生じる場合は、少数点第3位以下を切り捨てとする。

最高得点者が2者以上になった場合は、選定委員会で協議のうえ、優先交渉権者を選定する。

ただし、1次審査及び2次審査の合計点数が配点合計の5割に満たない応募者は、優先交渉権者とししない。

## (2)失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提案価格が提案上限額を超えた場合
- ②仕様書における各種仕様を満たさない場合
- ③定められた提出方法、提出期限に適合しない場合
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤提出書類に重大な誤脱があった場合
- ⑥応募者が参加資格を満たさない、または、失った場合
- ⑦同一応募者が複数の企画提案を行った場合
- ⑧選定委員会等の構成員に対し、選定に係る援助又は便宜を直接的若しくは間接的に求めた場合
- ⑨選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑩応募者が業務を遂行するにあたり、著しい問題があると判断された場合

## (3)優先交渉権者の選定結果通知・公表

選定結果は、すべての応募者（共同事業体の場合は構成員の代表企業）に対して通知する。

また、教育研究所のホームページにおいて、優先交渉権者となった者の名称及び選定理由を公表する。

## 11. 契約手続

選定結果を踏まえ、以下のとおり契約に係る手続きを実施する。

- (1)優先交渉権者と本市との間で、業務内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、仮契約を締結する。
- (2)仮契約後、議会における議案の可決を持って本契約とする。
- (3)本契約に際し、本事業の受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、沖縄市契約規則第37条第1項第1号から第6号に該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (4)契約代金の支払い方法については、契約書において定める。
- (5)選定された優先交渉権者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

表 2：1 次審査（書類審査）審査基準詳細

審査項目 ※全応募者を対象とする。	評価内容	配点（満点時）			
		評価基準 （※該当なしは0点）	係数	小計	
1. 業務を確実に履行するための実施体制が確保されているか。	(1) 本業務に配置予定の「Google 認定教育者レベル1」の有資格者数をもとに、業務を遂行する上で十分な人員の確保がされているかを評価する。	5名以上	5	5	25
		4名	4		
		3名	3		
		2名	2		
		1名	1		
2. 応募者として、直近3年間（H30～R2年10月末現在）における、パソコン等の納入、またはネットワーク保守契約に関する実績は十分か。	(1) パソコン(40台以上)またはサーバ機器の納入業務に関する受注及び履行実績を評価する。  ※官公庁（国、都道府県または地方公共団体）又はこれに準ずる団体（市町村によって組織される組合、連合会、協議会など）との契約とし、契約が満了（引渡し完了）していること	5件以上	5	5	25
		4件	4		
		3件	3		
		2件	2		
		1件	1		
3. 応募者の所在や、地元企業との連携が行われているか。	(1) 本市の地域経済へ貢献する観点より、主たる応募者の所在を評価する。 併せて、共同事業体等における沖縄市内業者との連携協力等について評価する。  ※市 内：市内に本社を有する 準市内：市内に支店、支社、営業所等を有する	市内業者 構成員問わず	5	5	25
		準市内業者 構成員に市内業者あり	4		
		準市内業者 構成員に市内業者なし	3		
4. 提案機器は機器仕様における要件をすべて満たしているか。	(1) ChromeOS 端末 機器仕様（21項目）  ※機器仕様をすべて満たさない場合は失格とする	すべて満たす	25	1	25
5. 提案価格について評価する。	(1) 情報機器整備に係る提案価格の総額について評価する。	$\frac{\text{応募者の最低提案価格}}{\text{当該応募者の提案価格}} \times 25$			
合計（満点時）		125			

表 3 : 2 次審査（企画提案書及びプレゼンテーション審査）審査基準詳細

評価項目			評価の視点・ポイント	配点	評価 (A~E)
大分類	中分類	小分類			
1. 基本事項	(1) 履行能力	①整備計画	(a) 本事業の仕様書等を踏まえ、各種設定から納品までの具体的な工程が明示され、無理なく本業務の完了が期待できる内容となっているか。	5	
			(b) 情報機器の整備にあたり、学校との調整方法などが具体的に示されているか。	5	
	(2) 安全管理	①安全面等への配慮	(a) 情報機器の整備にあたり、教員や児童生徒への安全確保や学校運営に支障の無いよう、配慮した提案となっているか。	5	
			(b) 情報機器の整備にあたり納入品や施設等に汚損等の無いよう配慮した提案となっているか。	5	
2. 機器整備	(1) ChromeOS 端末	①概要コンセプト	(a) 端末の機能や性能、付随するアプリケーション等は、児童生徒及び教員が利用する際に有益な提案となっているか。	10	
		②初期設定、端末・ユーザ等の管理	(a) 端末の設定や管理について、構築方法や管理ツール等への登録方法が具体的に提案されているか。	40	
			(b) 1人1台の端末を運用するにあたり、ユーザIDの作成ルールや進級・卒業等におけるユーザ情報の更新等について、汎用性のある運用が可能な提案となっているか。	40	
3. 拡張要件	(1) 提案事項	①本市に有益な提案	(a) 端末の活用等を促進するために本市にとって有益な提案があれば行うこと。 <b>※提案は任意とする</b>	40	
合計（満点時）				150	

表 4 : 2 次審査における審査項目採点基準

判定	評価	評価点
A	具体性があり、優れた提案内容である。 効果的な提案であり、将来的にも拡張性が高い提案である。	各項目の配点×1.00 点
B	具体性があり、やや優れた提案内容である。 効果的なある提案である。	各項目の配点×0.75 点
C	標準的な提案内容である。 具体性はあるが、それ以上の提案・評価要素はない。	各項目の配点×0.50 点
D	提案内容が乏しい。 本市の要求水準を満たすが、具体性が無い。	各項目の配点×0.25 点
E	要求水準を満たさない。 記載が無い。示されていない。提案価格が提案上限額を超えている。	各項目の配点×0.00 点